

北部地域振興交流拠点モデルオフィス整備業務委託企画提案競技実施要領

北部地域振興交流拠点モデルオフィス整備業務委託に関する企画提案競技の実施については、この実施要領に定めるとおりとする。

1 委託業務名

北部地域振興交流拠点モデルオフィス整備業務

2 委託業務の内容

「北部地域振興交流拠点モデルオフィス整備業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとす。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

4 契約限度額

19,881,400円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 参加資格

次の（1）～（8）までのすべてを満たす事業者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- （2）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （3）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （4）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- （5）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- （6）法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- （7）物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示833号）に基づく令和7年度・8年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- （8）所在地要件が管轄内（県内に本店を有する）又は準管轄内（県外に本店を有し、県内に契約の主体となる支店営業所等を有する）であり、企業規模要件が大企業又は中小企業を満たす者であること。

なお、自社（自己）の所在地及び企業規模については、埼玉県ホームページの入札情報公開システムにより、競争入札参加資格者情報から検索し、確認すること。

- (9) 本企画提案競技に複数の企業で参加する場合には、次に掲げる全ての要件を満たしていること。
- ア すべての構成員が前記(1)から(6)の要件を満たしていること。
 - イ 代表構成員が(7)及び(8)の要件を満たしていること。
 - ウ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本企画提案競技に参加していないこと。

6 スケジュール

内 容	日 程
要領の公開	令和8年3月 3日(火)
質問受付期間、参考資料の配付の開始	令和8年3月 4日(水)
質問受付期限	令和8年3月 9日(月) 午後3時まで
質問への回答	令和8年3月11日(水) 午後5時までに回答
企画提案競技参加申込書提出期限	令和8年3月12日(木) 午後5時(必着)
企画提案書等提出期限	令和8年3月19日(木) 午後5時(必着)
選定結果発表	令和8年3月30日(月)(※予定)

7 質問事項の受付及び回答

本件について質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

様式1「北部地域振興交流拠点モデルオフィス整備業務委託に関する企画提案競技についての質問票」に記入の上、電子メールで提出すること。

電子メール：a2440-16@pref.saitama.lg.jp

※埼玉県企画財政部 北部地域拠点調整担当宛て

(2) 回答方法

質問に対する回答は、質問者に電子メールにより通知するとともに、質問者名等を非公開とした上で、県ホームページにて公表する。なお、電話及び来所による質問には簡易なものを除き応じない。

(3) 受付期限等

受付期限：令和8年3月4日(水)～3月9日(月) 午後3時まで

質問への回答：令和8年3月11日(水) 午後5時までに回答

8 参考資料の受取

企画提案の参考資料として、以下の資料を希望する者に対して配布する。なお、今後、県民コメントを実施するため、策定時に内容が変更されている場合がある。

・北部地域振興交流拠点基本計画案

参考資料の受取は以下に基づき行うものとする。

(1) 参考資料の受取方法

事前に電話連絡の上、「(2) 来所先」まで来所すること。

(2) 来所先

埼玉県企画財政部北部地域拠点調整担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 行政・デジタル改革課内

電 話：048-830-2138

(3) その他

受取者の連絡先等を確認できるもの（名刺等）を持参すること。

その際、「5 参加資格」の（7）及び（8）を満たしている者であることを確認する場合がある。

参考資料は、本提案のためにのみ使用することとし、他の目的への利用は一切認めない。

9 企画提案競技参加希望書の提出

本企画提案競技に参加を希望する場合は、様式2「北部地域振興交流拠点モデルオフィス整備業務委託に関する企画提案競技参加申込書」を提出する。

(1) 提出方法

電子メールとする。

※電子メールの件名は以下のとおりとする。提出後、電話による到達確認を行うこと。

電子メール件名

「北部地域振興交流拠点モデルオフィス整備業務委託」企画提案競技参加申込（法人名）

(2) 提出先

埼玉県企画財政部 北部地域拠点調整担当（本庁舎2階）

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-2138（直通）

電子メール：a2440-16@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年3月12日（木）午後5時必着

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

原則として、以下の書類の電子データを電子メールで提出すること。やむを得ず紙で提出する場合には、項目ごとに以下の部数を提出すること。

No.	提出書類	提出部数
1	北部地域振興交流拠点モデルオフィス整備業務委託に関する企画提案書 ※ 企画提案書の作成等については、「企画提案書作成要領」を参照のこと。	正本5部
2	見積書 ※1 見積金額については、提案内容を実現するために必要な全ての費用を積算し、記載すること。 ※2 北部地域振興交流拠点モデルオフィス整備業務委託仕様書 5 業務内容中「(1) モデルオフィス整備」及び「(2) 事業効果の検証等」について、それぞれ別に詳細な経費内訳を記載すること。	正本1部
3	企画提案競技参加資格に関する誓約書（様式3） ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	1部
4	法人の概要が分かるもの（会社案内、パンフレット等） ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること	5部
5	【複数の企業により参加する場合のみ】	各1部

構成員一覧表（様式4）及び委任状（様式5） 共同企業体協定書（様式任意）	
---	--

（2）提出方法等

ア 提出方法

電子データで提出するものは電子メールにより、紙で提出するものは持参又は郵送（書留）により提出すること。

イ 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時（必着）

ウ 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県企画財政部 北部地域拠点調整担当（本庁舎2階）

TEL 048-830-2138

FAX 048-830-4712

電子メール a2440-16@pref.saitama.lg.jp

※メールの受付容量は14メガバイトまでです。

それ以上になる場合は御相談ください。

エ その他

（ア）企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

（イ）企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

（ウ）提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。

（エ）企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

11 契約先候補の選定方法

（1）審査方法

審査は、参加者から提出された企画提案書等により行う。なお、審査は書面審査とし、参加者によるプレゼンテーションは行わない。

委託先の選定に当たっては、「北部地域振興交流拠点モデルオフィス整備業務委託に係る契約先候補者選定委員会」が提案内容を総合的に審査し、最も点数の高かった提案者を契約先候補者（以下、「候補者」という。）として選定する。なお、最高点が2者以上ある場合には、見積額が低い者を候補者とする。

ただし、審査員全員の合計点数が満点に対して60%に満たない場合は、候補者として選定しない。

（2）審査項目・配点

審査項目、配点は次のとおりとする。

審査項目・内容	配点
1 基本方針	10
2 実施体制	
類似業務の受託実績	5
業務の実施体制	10
スケジュールの実行性（プロジェクト管理）	5
3 企画提案内容	
レイアウト図	20
物品調達方針	20
事業効果の検証	10
独自提案事項	10
4 見積額	10

(3) 審査結果の通知

審査結果は、書面審査参加者全員に対して、3月30日（月）（予定）に電子メールで通知する。

12 契約の相手方の決定方法

県は、候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は改めて見積書を徴収し、精査の上、随意契約による委託契約を締結する。見積額については、正当な理由があると県が認める場合を除き、企画提案時からの増額は認めない。

また、候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該候補者が業務委託契約を締結するまでの間に、5に定める参加資格に該当しなくなった場合は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、合計点数が2番目に高かった者を新たに候補者とし、改めて協議を行う。新たな候補者が辞退等した場合は、次に合計点数が高かった者を新たに候補者とし、協議を行う。なお、契約締結までの間に埼玉県の実行要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けた場合には、契約しないことがある。

13 契約保証金について

(1) 「12 契約の相手方の決定方法」により埼玉県と合意に達した候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の100分の1以上)を納めること。

(2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

14 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは失格又は無効とする。

- ア 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- イ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

- ウ 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 提出書類に不足があるもの。
- カ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- キ 企画提案協議参加申込書等に代表者の記名がないもの。
- ク 契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。
- コ 会社更生法の適用を申請するなど契約を履行することが困難であると認められる場合
- サ その他、著しく信義に反する行為等があった場合

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

令和8年度当初予算案の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき等、緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。
- エ 本企画提案競技に係る一連の手續及び契約等に関する手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 担当窓口・問合せ先

埼玉県企画財政部 北部地域拠点調整担当 今村・藤田

(住所) さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎2階)

(電話) 048-830-2138

(メールアドレス) a2440-16@pref.saitama.lg.jp